

審 議 事 項

件名・議案	提案者	資料 (頁)	提案理由等 (※シンポジウム等、後援関係については概要を記載)	説明者	根拠規定 等
-------	-----	-----------	------------------------------------	-----	-----------

I 審議事項等

1. その他

提案 1	「日本学術会議のよりよい役割発揮に向けて」(中間報告)(案)を幹事会として決定すること	会長	B(1-)	「日本学術会議のよりよい役割発揮に向けて」(中間報告)についてについて幹事会として決定する必要があるため。	会長 —
------	---	----	-------	---	---------

II その他

件名		資料(頁)
1.	今後の総会及び幹事会開催予定 年度内の幹事会/来年4月総会日程につきご確認ください。次回幹事会は12月24日(木)13時30分開催。	C(1)

日本学会議のより良い役割発揮に向けて
(中間報告)

令和2年12月16日
日本学会議幹事会

目 次

I. 日本学術会議のより良い役割発揮に向けた活動の点検と改革案について	1
序 日本学術会議の役割	1
1 科学的助言機能の強化	2
2 対話を通じた情報発信力の強化	3
3 会員選考プロセスの透明性の向上	3
4 国際活動の強化	4
5 事務局機能の強化	5
II. 日本学術会議のより良い役割発揮に向けたさらなる検討状況について	6
6 日本学術会議の設置形態	6

日本学術会議のより良い役割発揮に向けて（中間報告）

令和2年12月16日

日本学術会議幹事会

I. 日本学術会議のより良い役割発揮に向けた活動の点検と改革案について

序 日本学術会議の役割

多くの先進国には国を代表するアカデミーが存在し、各国政府から独立性を保ち、不偏かつ科学的な見地から社会の未来像を提言したり、国際的な連携活動を通じて科学の共通認識を形成したりしています。各国のアカデミーの設置形態は多様ですが、(1)学術的に国を代表する機関としての地位、(2)そのための公的資格の付与、(3)国家財政支出による安定した財政基盤、(4)活動面での政府からの独立、(5)会員選考における自主性・独立性などは共通しています。

日本学術会議は、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命として、日本学術会議法に基づいて昭和24年1月に設立された日本のアカデミーであり、人文・社会科学から生命科学、理学・工学にわたる全分野の科学者から構成されています。

科学は人類が共有する学術的な知識と技術の体系であり、科学者の研究活動はこの体系の拡張と充実・深化に取り組むことなのです。この活動を担う科学者は、人類の公共的な知的資産を継承して、その基礎の上に新たな知識の発見や技術の開発によって公共の福祉の増進に寄与すると共に、地球環境と人類社会の調和ある平和的な発展への貢献を、社会から負託されている存在です。

現代社会は、人口減少・少子高齢化、世代間・ジェンダー・マイノリティ格差、長寿命化に伴う生と死をめぐる倫理、社会経済的資源の地域的偏在と格差、あるいは持続可能性を脅かす気候変動やパンデミックなど、グローバルに共通しながらも、その地域に特有の歴史的・政治的・社会経済的な枠組みを踏まえ、解決しなければならない複雑で複合化している多くの課題に直面しています。

日本学術会議は、そうした重要課題について、学術分野横断的な審議により、見識ある提案や見解を対外的に発信し、公共政策と社会制度の在り方に関する社会の選択に寄与したいと希求しています。

また、日本の科学者の代表機関として、科学的見地から必要と思われる多岐にわたる事項についてみずから課題設定して、勧告や提言などの活動を進めてきました。

このように、様々な形での意思の表出による科学的助言を通じて日本学術会議は国民の期待に応えようとしてきました。しかしながら科学的助言の在り方のみならず、組織のガバナンスや情報発信については不断の見直しと改善が必要と考えています。これまでも平成 15 年の総合科学技術会議意見具申「日本学術会議の在り方について」を受けて出された、平成 27 年の内閣府「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議」による「日本学術会議の今後の展望について」を基軸として改善に取り組んできましたが、今回、改めて現状を自己点検して課題を抽出し、日本学術会議がより良い役割を発揮できるようになるために、アカデミーの原点は何かを踏まえた検討を開始しています。当面は幹事会を中心に検討しており、次の 5 項目を改革の必要な課題として提起すると共に、迅速に実行可能なものについては既に着手しています。

今後、改革案については、広く会員の意見も聴取して更に検討を深める必要がありますし、最終的には総会による承認が必要です。したがって、まずは、現時点までの検討状況と中間的な結果を項目に即して説明します。

1 科学的助言機能の強化

科学技術の急速な発展に伴い、科学技術が社会に与える影響もますます大きくなっています。他方、先に述べた地球規模の人类的課題への対応も必要です。新型コロナウイルス感染症の対策と感染症によってダメージを受けた社会経済の回復への対応は今も続いています。こうした状況下では、科学に裏づけられた政策が必要不可欠になっており、直近の具体的な政策課題に科学の立場から貢献することに加えて、中長期的に未来社会を想定した科学的助言を行うことが、これまで以上に日本学術会議に求められています。同時に、科学技術の在り方に係る長期的な展望と振興策の提案も重要な科学的助言の一つと言えます。

しかしながら、昨今の科学的助言の中には一部、中長期的視点と俯瞰的視野を欠き、学術分野横断的な審議に十分基づいていないものがあったことは否定できません。

そこで、科学的助言（学術会議法に定める答申や勧告に加え学術会議会則の定める意思の表出）における課題の選定、審議と執筆、査読、発出に至る過程において多様な視点や俯瞰的な視野が備わっているかどうかを検証する仕組みの導入、政府ならびに広く社会や国民との対話を通じて課題の選定及び提言の妥当性を高めるための試みの強化、期を越えて方針が継続できるようにするなどのガバナンスの強化などを行います。

具体的には、科学的助言の課題設定に関わる調整機能や調査機能を備えた企

画部・総合企画調査室（仮称）などの設置や学術調査員の増員、専門職員の雇用などを通じたスタッフ機能の充実が不可欠と考えており、その望ましい在り方について検討します。さらに、科学技術政策に関わる外部機関などとの人事を含む交流など、提言機能の向上に資する組織体制の構築を検討します。

2 対話を通じた情報発信力の強化

科学研究の進歩のためには、その成果を国民に還元するばかりではなく、国民の理解と支持を得て共に推進していく姿勢が不可欠です。日本学術会議ではサイエンスカフェを開催したり、ウェブページを改訂したりして、社会との対話の強化に努めてきました。

しかしながら、これまでは科学的助言の発出を中心とした一方向性のコミュニケーションに偏り、学協会との連携や、助言内容を周知して浸透を図る努力、社会の意見を聞き取る努力が十分とは言えませんでした。また、それがどのように社会に受け止められ、政策立案に貢献したかのフォローアップが十分でなかったと考えられます。

そこで、学協会の科学者や研究に関わる方々と日本学術会議との対話の機会を拡大すると共に、広く国民に科学の成果を還元する情報発信力を強化し、対話の機会を作りたいと考えます。さらには、政策等への反映状況のフォローアップに基づいて、科学的助言が政策等に反映されるための仕組みも改革します。

具体的には、双方向のコミュニケーションを行い、政府や立法府、国民への理解を深めるために広報担当部署を強化すると共に、より注目され重要性が認められる科学的助言の発出と公表、社会への浸透が可能となるよう改善いたします。

3 会員選考プロセスの透明性の向上

「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考する」（日本学術会議法第十七条）ためのプロセスは、日本学術会議が人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与できるようにするために極めて重大であると共に、そのプロセスの透明性は、わが国の科学者の内外に対する代表機関としての日本学術会議の正統性の担保にとって不可欠です。

たとえ特定の学術分野内であっても研究の優劣をはかり科学者の業績の評価を行うことは容易ではなく、まして人文・社会科学と自然科学の全分野にまた

がる評価を一律の指標によって行うことは不可能なため、日本学術会議では歴史的に様々な手法が試みられてきました。

現在では、優れた研究又は業績がある会員及び連携会員、そして関連する学術団体や協会が適切な次の候補者を推挙するというコ・オプテーション方式が採られ、広い分野にまたがる委員からなる「選考委員会」による多様な観点からの審議を経て次期会員候補の推薦名簿を作成して幹事会に提出します。幹事会はこの名簿に基づき、総会の承認を経て決定し、内閣総理大臣に提出する仕組みとなっています。コ・オプテーション方式は海外の多くのアカデミーで採用されている標準的な会員選考方式です。また、近年では人文・社会科学、生命科学、理学・工学の3分野からの選考とは別に横断的・俯瞰的な観点から選考委員会そのものが独自に推薦する仕組みも導入されています。一方で、若手アカデミーが設置され、女性会員比率も約38%となるなど、年齢や性別、地域、などの多様性の確保に向けた努力の成果も実りつつあります。

しかしながら、日本学術会議が社会から信頼されるためには、国民や政府、国内の科学者コミュニティに対する説明責任のさらなる強化が必要であると考えます。

そこで、日本学術会議の独立性を確保しながら、これまで開示されてこなかった会員や連携会員選定の際の基本的な考え方、推薦候補者情報の収集手法、選考各段階における人数や内訳の概要などを開示すると共に、選考委員会の透明性向上に向けた様々な取り組みを検討します。また、ジェンダーバランスや年齢バランスに加えて、大学や研究機関ではなく産業界などに所属する優れた研究や業績がある会員の増加など所属組織の多様性もさらに充実させるため、幅広い候補者から選定できる方策を模索します。

4 国際活動の強化

日本学術会議は、日本の科学者の内外に対する代表機関として、その発足時（昭和24年）から一貫して、国内の学会等をまとめ、世界各国のアカデミーとの協働・連携を促進し、学術の進歩に尽力してきました。現時点で、国際学術会議（ISC）をはじめとする44の国際学術団体に加盟し、会員等を総会等に代表派遣し運営・審議に参画しています。また、各国のアカデミーと共に、学術的観点から世界的に取り組むべき研究課題について討議を行い、その成果を交流し、社会的な発信を行っています。例えば、学術会議が参加するインターアカデミー・パートナーシップ（IAP）（現在140以上の国・地域の科学アカデミー等が加盟）は、新型コロナウイルス感染症に関して、ワクチンの開発と分配

に関するコミュニケなどを発し、各国の政府やアカデミーに学術の観点から呼びかけを行っています。

各国首脳による政府間会合である G7 や G20 に併せて開催される G サイエンス学術会議や S20（サイエンス 20）の際には、日本学術会議が、世界各国のアカデミーと協調し、世界各国が連携して取り組むべき地球規模の重要課題について提言を発出しています。日本が G7 の議長国を務めた平成 28 年の G サイエンス学術会議会合では、日本学術会議が主催して 2 日間の会議を開催し、「脳科学」「災害レジリエンス」「未来の科学者」をテーマとする共同声明を取りまとめました。令和元年に日本が議長国を務めた G20 の際には、日本学術会議が S20 を主催し、参加各国アカデミーと共同で、「海洋生態系への脅威と海洋環境の保全」について提言を取りまとめました。

また、日本学術会議は、科学分野においても近年重要性を増しているアジア地域の 18 か国・地域の 32 機関が加盟するアジア学術会議を平成 12 年に設立してその取り組みをリードし、運営の中心となる事務局を担っています。

国際学術団体や海外のアカデミーとの連携を促進し、一層強化することで、日本の学術の国際的プレゼンスを高めることができ、国際的な研究課題の設定や研究の推進を通じて日本の国益の実現につながるものと考えます。そうした観点から、感染症対策や気候変動問題（カーボンニュートラルの実現）といった地球規模課題への対応をはじめ、国際学術団体や各国アカデミーとの交流や連携をさらに強化していきます。特に、研究者の持続的な国際的ネットワークの構築に向けて、国際学術団体や各国アカデミーとの交流や連携に優れた次世代科学者が参加できる機会を創出・拡大することを検討します。

日本学術会議の国際活動やその成果を社会に還元する努力などについて国民・社会への広報などがこれまで十分ではなかったと考え、日本学術会議の国際活動について国民・社会への広報・発信を強化します。同時に、日本の学術の成果や日本学術会議の活動・成果の海外に向けた情報発信も強化します。持続的・継続的な国際連携の強化には、それを支える安定的な財政と専門性を持った人員が必要で、それをいかに確保するかについて引き続き検討します。

5 事務局機能の強化

日本学術会議は 210 人（定員）の会員、約 2,000 人の連携会員による 4 つの機能別委員会、30 の分野別委員会、10 の課題別委員会を擁し、約 50 名の事務局によって運営されています。

しかしながら、日本学術会議のより良い役割発揮に向け、科学的助言機能の

強化、対話を通じた情報発信力の強化、会員選考プロセスの透明性の向上、そして国際活動の強化などの実現に必要な、広報や国際対応、ICT などの専門性を持った事務局の人材が乏しい状況にあります。

そこで、デジタル・トランスフォーメーションの推進による高度な情報化や効率化の推進、デジタル化、広報、データ収集・分析、国際対応などを担える人材の強化は不可欠です。

それに加えて、学会の専門的調査・審議支援機能を担わせる学術調査員の拡充を図り、これを若手研究者のキャリアパスの一部として位置づけることも検討していきます。

また以上の検討において、すぐに着手できるものについては遅滞なく取り組んでいきます。

II. 日本学術会議のより良い役割発揮に向けたさらなる検討状況について

6 日本学術会議の設置形態

以上述べてきた通り、日本学術会議ではより良い役割発揮に向けて平成 27 年の有識者会議報告を出発点としてみずから設定した 5 点について検討を進めてきました。その後、井上信治内閣府特命担当大臣（科学技術政策）と梶田隆章会長が面談した際に、これらに加えて「国の機関からの切り離しも含めて学術会議の設置形態について自主的に検討してはどうか」との提案がありました。日本学術会議では、その提案を受けて設置形態についても検討事項に追加し、現在までに必要な論点の整理を行い、行政機構から独立させることも含め、想定しうる様々な形態をできるだけ広く検討対象として、日本学術会議に求められる役割をもっとも適切に果たすのにふさわしい設置形態がどのようなものなのかを検討しています。

まず、学術会議の設置形態を検討する際の 5 つの観点は、次のとおりです。

- (1) 日本学術会議は各国のアカデミー等と同様に、日本を代表するナショナルアカデミーですが、アカデミーの姿は、その国でどのように学問が生まれ、発展してきたかという歴史と不可分であり、それに応じて、近世以降ヨーロッパで先行的になされたアカデミー設立の契機も、王侯貴族の保護、市民的

創意、国家方針など様々です。現在でも国家機関として位置づけられるものから、法的には市民団体的な形態まで大きな幅があります。日本の場合には、西洋の学術の輸入を契機に政府主導で学術体制が構築され、第二次世界大戦後の歴史的条件のもとで国の機関としての設置が選択されました。そして、日本の学術体制はそれを前提とした制度化が進められており、こうしたわが国独自の歴史的・社会的・制度的条件への配慮が不可欠です。

(2) 平成27年の内閣府「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議」の報告書では、組織形態について「日本学術会議は、政府から独立性を保ちつつ、その見解が、政府や社会から一定の重みをもって受け取られるような位置付け、権限をもった組織であることが望ましい。また、日本学術会議の性格が、本質的には事業実施機関ではなく審議機関であることを踏まえると、安定的な運営を行うためには、国の予算措置により財政基盤が確保されることが必要と考えられる。」とし、国の機関でありつつ独立性が担保されている現在の制度を変える積極的な理由を見出しにくいと述べています。現時点で法改正等を伴う設置形態の見直しを行うには、単なる状況の変化という一般的な指摘にとどまらず、法改正を要請する立法事実の明確化が求められます。そのため、現行法制度のもとで指摘されている諸問題が設置形態を含めた法改正を必要とするかどうかの検討が必要です。

(3) 日本学術会議の設置形態を検討する際には、ナショナルアカデミーとして備えるべき以下の5つの要件を全て満たすことが大前提です。これらは国際的に広く共有された考え方です。

- ①学術的に国を代表する機関としての地位
- ②そのための公的資格の付与
- ③国家財政支出による安定した財政基盤
- ④活動面での政府からの独立
- ⑤会員選考における自主性・独立性

(4) 現行の日本学術会議法は、その第四条において国からの諮問への答申、第五条において政府への勧告の権限を学術会議に与えています。その上で、日本学術会議会則が、法第三条第一号に関わる職務として、法に定められた答申・勧告以外に要望、声明、提言、報告、回答といった「意思の表出」を行うことを定めています。日本学術会議ではこれらに基づいて様々な科学的助言にかかわる活動を行ってきました。法及び会則に定められたこれらの権限が適切に維持されるのかどうか、あるいは、法制定時には想定されてい

かった科学技術のあり方や科学技術と社会との関係性の変化に適合した、より広範な役割を果たす必要性はないのかといった点も、設置形態を検討する際の重要な論点です。

- (5) とりわけ、現行法では日本学術会議は「行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする」とされていますが、科学技術の著しい発展と社会の複雑化の中で、行政にとどまらず立法や司法においてもきわめて高度の科学的知見に基づく科学的助言を必要とする場面が生じています。同時に、広く社会から中立的で客観的な科学的知見の提供を求められる場面の増加も想定されます。日本学術会議は、近年では個別分野でのきめ細かな政策提言を重要な柱として活動してきましたが、科学の全ての分野を代表する機関としての役割を拡大し、広く社会に貢献していくのにふさわしい設置形態がどのようなものなのかを改めて考える意義は大きいと考えられます。

以上の5つの観点に基づき、現時点でどのような設置形態を想定し得るのかを列挙した上で、それぞれについての暫定的な検討結果を示します。設立以来70年余りを経た日本学術会議がよりいっそう国民から信頼されると共に、学術の公共的な役割を象徴し代表するナショナルアカデミーとして、人々の精神を豊かにし社会の進歩を実現する学術の振興を図るためにはどのような設置形態がふさわしいのか、今後より時間をかけて精査すると共に、法制上の洗い出しを進める必要があると考えています。

国の機関としての設置形態

i. 現行の設置形態:

ナショナルアカデミーに求められる5要件は全て満たしています。他方で、予算執行上の制約による不都合などが広く会員から指摘されています。このように、独立して業務を行うこととなってはいるものの、内閣府という行政機構に制度上位置づけられていることによる制約もあります。

ii. 行政にとどまらず立法・司法にも勧告・提言し得るような設置形態:

現行設置形態では立法府・司法府との関係が想定されていません。しかし、改正される以前の科学技術基本法が議員立法であったことからわかるように、立法への学術からの貢献のチャンネルについてはさらに考慮する余地があります。司法への科学的助言についても、これまで検討されていません。立法・行政・司法のいずれからも独立した国の機関として

会計検査院がありますが、そのような設置形態がありうるのかどうか、検討対象となり得ます。

国の機関以外の設置形態

iii. 独立行政法人

独立行政法人通則法による一般規定の枠内に置られますが、その場合にナショナルアカデミーとして必要な 5 要件を全て満たす制度設計が可能なのかが論点となります。

iv. 国立大学法人法のような独自法に基づく法人：

このような設置形態およびそのための立法が可能かどうか自体が検討を要します。この場合も、ナショナルアカデミーとして必要な 5 要件を全て満たす制度設計が可能なのかが論点となります。

v. 特殊法人：

個別法により国が設立に関与する法人であり、それぞれの個別法の中にナショナルアカデミーとしての 5 要件をどのように書き込むかが論点となります。

vi. 公益法人：

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」により設立され、行政組織からは完全に独立します。その上で、別に個別法等でナショナルアカデミーに求められる 5 要件を確保できるかが論点となります。